

各 位

上場会社名： 株式会社インタートレード  
代表者名： 代表取締役社長 尾崎 孝博  
(コード番号：3747 東証第二部)  
本社所在地： 東京都中央区新川一丁目 17 番 21 号  
問い合わせ： 取締役 丸山 與一  
電話番号： 03-4540-3002  
U R L : <http://www.itrade.co.jp/>

### 募集新株予約権（有償ストック・オプション）の発行に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 9 月 17 日開催の当社取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 240 条の規定に基づき、当社及び当社子会社の取締役、監査役、従業員並びに外部協力者（顧問）に対し、下記のとおり新株予約権を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、本件は新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するもので、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。また、本新株予約権は付与対象者に対する報酬としてではなく、各者の個別の投資判断に基づき引き受けが行われるものです。

また、本新株予約権がすべて行使された場合、発行決議日現在の発行済株式総数の 7,444,800 株に対し最大で約 4.20%の希薄化が生じます。

本件は「2. 新株予約権の発行要項（6）新株予約権の行使の条件」に記載のとおり、当社の連結営業利益が 3 億円を超えることが権利行使の必要条件となっています。この条件の達成に向けて、当社の業績に直接的に貢献する立場にある本新株予約権の引受者が、さらなる意欲をもって当社業績の向上に資することは、既存株主の利益にもなると認識しております。従いまして、本新株予約権の発行による株式の希薄化の規模は合理的な範囲のものと判断いたしました。

#### I. 新株予約権の募集の目的及び理由

当社グループの業績回復、さらには中期的な企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、結束力を高めることを目的として、当社取締役、監査役、従業員及び外部協力者（顧問）に対して「平成 29 年 9 月期から平成 31 年 9 月期までのいずれかの期において連結営業利益 3 億円の達成」を行使条件とする新株予約権を有償にて発行いたします。

## II. 新株予約権の発行要項

### 1. 新株予約権の数

3,132 個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式 313,200 株とし、下記 3. (1) により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

### 2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権 1 個あたりの発行価額は、100 円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティングが算出した結果を参考に、当該評価結果と同額に決定したものである。

また、当社監査役 4 名全員（社外監査役 3 名）より、当社と独立した当該第三者評価機関が本新株予約権の発行価額について実務上一般的な手法によって算定し、その算定手法についても特に不合理と思われる点が見当たらないことから、特に有利な金額には該当しない旨の意見を入手しております。

### 3. 新株予約権の内容

#### (1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式 100 株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

#### (2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1 株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金 194 円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額＝調整前行使価額 ×  $\frac{\text{調整前行使価額}}{\text{分割（または併合）の比率}}$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

### (3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、平成30年1月1日から平成34年9月29日までとする。

### (4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

### (5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

### (6) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、平成29年9月期から平成31年9月期までのいずれかの期の営業利益（当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合は損益計算書）における営業利益をいい、以下同様とする。）が3億円を超過した場合、当該営業利益の水準を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から権利行使期間の末日までに行使することができる。

- ② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役、従業員または外部協力者であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

#### 4. 新株予約権の割当日

平成 27 年 10 月 31 日

#### 5. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記 3.（6）に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

#### 6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

##### (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

##### (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

##### (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記 3.（1）に準じて決定する。

##### (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記 3.（2）で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記 6.

(3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記3.(3)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3.(3)に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記3.(4)に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記3.(6)に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記5に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

8. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

平成27年10月30日

9. 申込期日

平成27年10月6日

10. 新株予約権の割当てを受ける者及び数

当社取締役	6名	600個
当社監査役	4名	80個
当社従業員	107名	2,155個
外部協力者(顧問)	2名	80個
当社子会社取締役	2名	77個
当社子会社従業員	14名	140個

Ⅲ. 割当先の選定理由など

1. 割当先の概要など

(1) 割当予定先の概要

氏名	米山 誠
住所	山梨県韮崎市
職業の内容	当社の業務の受託(顧問契約)

(2) 当社と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	当社の外部協力者(顧問)です。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係又は取引関係	顧問契約の取引関係があります。

(1) 割当予定先の概要

氏名	渡邊 訓勝
住所	山梨県富士吉田市
職業の内容	当社の業務の受託(顧問契約)

(2) 当社と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	当社の外部協力者(顧問)です。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係又は取引関係	顧問契約の取引関係があります。

なお、当社は、割当先の外部協力者(顧問)が、反社会的勢力ではないとともに、それらの勢力と一切関係がないことにつきまして日経テレコンを利用し過去の新聞記事検索を行うとともに、反社会的勢力等を連想させる情報及びキーワードを絞込み、複合的に検索するなどの調査をした結果、外部協力者(顧問)2名と反社会的勢力等との関係について、疑わせる結果はありませんでした。

また、東京証券取引所に対しては「割当を受ける者と反社会的勢力との関係がないことを示す確認書」を提出しております。

2. 割り当てようとする新株予約権の数

外部協力者(顧問)            2名            80個

3. 割当先を選定した理由

割当予定先である外部協力者は、専門知識をいかした助言や人材の紹介を当社に対して行っており、当社の成長に向けて重要な役割を担っています。外部協力者と当社との協力関係をさらに深め当社の業績を向上させることを目的として、割当予定先として選定いたしました。

#### 4. 割当先の払込に要する財産の存在について確認した内容

割当先である外部協力者(顧問)につきましては、本新株予約権の発行に係る払込及び本新株予約権の権利行使にかかる資金保有に関し、割当予定先に対して、権利行使に支障がない旨を口頭により確認しております。

また、本新株予約権の払込金額は極めて少額であるため、上記払込みに支障がないと判断しております。

以上